

問町民福祉課児童係 ☎52・5810

平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」が始まります。教育・保育施設（保育園・幼稚園（新制度）・認定子ども園）などの利用を希望する保護者は児童の入所申込みを行い、町から利用のための認定を受ける必要があります。

～利用までの流れ～

新制度で教育・保育施設を利用するには、「保育支給認定」と希望する「施設の利用申込み」が必要になります。

■保育園、幼稚園（新制度）、認定子ども園を利用する場合

- ①「保育支給認定・施設利用書」を園または町で受け取る
 - ②必要な添付書類を添えて園または町に提出する
- 【平成27年1月30日（金）まで】**
- ③町から認定証、施設利用決定通知を交付（平成27年3月上旬）
 - ④入所（または引き続き利用）

■町内の幼稚園（既存制度）を利用する場合

- ①従来通り園で書類を受け取り、申請手続きを行う
- ②入所（または引き続き利用）

※町外の保育園を利用する人には郵送させていただきます。

■入所基準

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居または入院している親族の看護・介護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休暇取得時にすでに保育園を利用している子どもがいて、継続利用が必要 ⑩その他町長が必要と認める場合

■利用者負担（保育料）について

○利用者負担は、保護者の所得の状況に応じて、国の基準の範囲内で町が定めることとなります。

○利用者負担の判定基準が現行の「所得税・町民税」から「町民税」に変わります。

平成27年度保育料	所得の算定基準
前期分 (4月～8月)	平成25年度町民税額により算定
後期分 (9月～3月)	平成26年度町民税額により算定

これに伴い年度途中で保育料が変更になります。

※新制度の保育料は、現行制度と同等程度になるよう現在調整中です。詳細は改めてお知らせいたします。

※町内の私立幼稚園については、直接園にお問合わせください。

■保育認定の利用時間について

新制度の保育認定では、勤務状況やご家庭の状況に応じて、保育短時間・保育標準時間でそれぞれ保育時間が認定されます。

○保育短時間

- ・就労時間（パートタイム勤務を想定）
48時間／月以上～120時間／月未満
- ・保育時間 8時間／日の範囲内で保育を必要とする時間

○保育標準時間

- ・就労時間（フルタイム勤務を想定）
120時間／月以上
- ・保育時間 11時間／日の範囲内で保育を必要とする時間

※在園児特例：「保育短時間」認定の人でも、保護者の希望により「保育標準時間」を選択することができます。
※保育認定時間を越えた時間の延長保育の利用方法・利用料など詳細につきましては、国の要綱が決まり次第お知らせします。



「子ども子育て支援制度」関連記事
11月7日号 P6～7

保 育 園

保育園名（公私）	定員	対象年齢	開園時間	所在地	電話番号
城南保育園（公立）	60人	1～5歳	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～17:00	宿井 1039-3	52 - 3419
麻里府保育園（公立）	60人	1～5歳		麻郷 3651-5	55 - 5228
田布施保育園（私立）	第一保育園	200人	平日・土曜 7:00～19:00	下田布施 419-6	52 - 3231
	第二保育園	60人		下田布施 430	53 - 1012
	西田布施保育園	60人	0～5歳	平日・土曜 7:30～18:30	上田布施 1616-7